重要事項説明書

1. 事業者

[事業者名称] 社会福祉法人 八千代美香会

[法人所在地] 千葉県八千代市村上641

[代表者氏名] 理事長 綱島 照雄

[電話番号] 047-482-8670

2. ご利用施設

[施設名称] ちば美香苑ショートステイサービス

「指定番号」 千葉県知事指定 第1270400276号

「施設所在地」 千葉市若葉区佐和町322番地88

[施設長氏名] 渡辺 繁

[サービス提供責任者]近山 真寿美(生活相談員)[電話番号]043-228-3848

3. ご利用施設であわせて実施する事業

介護老人福祉施設認知症対応型共同生活介護事業

居宅介護支援事業 地域包括支援センター 通所介護事業 介護予防通所介護事業

4. 事業の目的と運営の方針

「事業の目的〕

介護保険法の理念に基づき、施設に短期間入所する要介護状態又は要支援状態 (以下「要介護状態等」という)の者に対し、居宅サービス計画又は介護予防支援計画(以下「居宅サービス計画等」という)に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話等を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

「施設運営の方針〕

- 1) 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態等の悪化防止に資するよう運営するものとする。
- 2) 施設は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画(以下「短期入所生活介護計画等」という)を作成するものとする。
- 3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5. 施設の概要(長期入所等の事業を含む)

<開設> 平成6年4月 <利用定員> 18名

<敷地> 7734m² <建物面積> 2428m²

<建物構造> 鉄筋コンクリート造2階建(耐火建築)

1)居室

個 室:6部屋(一人当たり面積 9.13 ㎡)2人室:7部屋(一人当たり面積 8.70 ㎡)4人室:1 2部屋(一人当たり面積 8.41 ㎡)

2) 主な設備

食堂: 1室(153.12㎡) 静養室: 1室 機能訓練室:1室(37.84㎡) サービスステーション:5室 1室(23.20 m²) 一般浴室: 医務室: 2室 デイルーム: 洗濯室: 1室 1室 特別浴室: 1室(家庭浴槽併設) スプリンクラー: 全館 冷暖房: 全館 中間浴室: 1室

3) 職員(長期入所生活介護利用者の為の職員を含む)

職種	員数	勤務体制など		
施設長 副施設長 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 事務員	1 1以上 1 1 1 1以上	日勤 9:00~17:45		
宿直員	1以上	夜勤 17:45~9:00		
看護職員	2以上	早番 8:30~17:15 日勤 9:00~17:45 遅番 9:45~18:30		
介護職員	2 1 以上	早番7:30~16:15日勤9:00~17:45遅番10:15~19:00夜勤17:00~9:30		
機能訓練指導員	(1)	原則として毎月2回土曜日の午後		
医師	(1)	原則として週1回(午後から)		

() は非常勤・嘱託

6. ご利用いただける方

市町村の行う要介護認定又は要支援認定にて要介護状態等と認定された方で、居宅サービス計画等に短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護等」という)の利用が計画されている方。かつ、入院治療を必要とせず、他に感染する恐れのある疾患がない方。

7. ご利用方法

重要事項をご説明した上で利用契約を締結し、居宅サービス計画等に組み込まれている当施設短期入所生活介護等の利用日にご利用いただけます。

8. 介護保険給付対象サービス

1)食事介助

食事時間は朝食8時、昼食12時、夕食18時です。歯の具合や健康状態によって主食はごはんと全粥、おかずは常食・きざみ・極きざみ・ミキサー食を用意いたします。基本的に食堂での食事とし、季節ごとのメニューや、月1回程度の行事食も取り入れています。

2)入浴介助

原則として週2回実施しています。特別浴・中間浴・一般浴のいずれかをご利用いただけます。

[一般浴] 歩行ができる方が対象で、銭湯にあるタイプの大浴槽です。

[中間浴] 起立程度ができる方が対象。機械式の浴槽(チェアーインバス)での入浴となります。

「特別浴」 起立や歩行ができない方が対象。機械式の浴槽での入浴となります。

3) 排泄介助

身体状況等により、居室へのポータブルトイレの設置やトイレへの誘導・見守り等必要な介助を行います。おむつ利用の方の場合は、1日4回の定時交換(11:00、16:00、20:00、05:00)と、ご希望時やご本人の状況により随時交換をします。おむつの種類は紙おむつ(平形・パンツタイプ)、尿取りパットを使用いたします。

4) 健康管理

施設の看護師及び介護職員により健康管理を行っています。日常的な検温、血圧測定、内服薬の管理や健康状態の観察・処置を実施しています。お薬等をお飲みの場合は必要量をお持ち下さい。また、日常的にかかりつけの医療機関等がある場合は事前にお知らせ下さい。

5) 日常生活上動作訓練

日常生活を送る上で必要となる生活機能の改善または維持に資するため、日常動作の自立を念頭にした介護を行います。

6) 日常生活上の介護

更衣、洗濯、洗面、移動、体位変換、整容等の介助を必要に応じて行います。 また、シーツ交換は週1回及びご利用毎に実施しています。

7) 社会生活上の便宜

必要な教養娯楽設備(カラオケ・新聞・雑誌・大型テレビ等)を整えるととも に、適時レクリエーション、行事等を企画し実施しております。

8) 相談及び援助

当施設は、利用者及びご家族からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。

9) 送迎

ご利用者の心身の状態、ご家族の事情等を考慮して送迎が必要と認められる場合は送迎いたします。

9. 保険給付対象外サービス

1)食費

食材料費及び調理費になります。

2) 滞在費

光熱水費になります。

3) 理美容費

毎月2回程度、出張による理髪サービスが利用できます。生活相談員又は送迎職員まで申し込んでください。

4) 利用者の選定により提供するもの

教養娯楽費(行事参加費・クラブ活動費等)、サービス実施記録のコピー費、 日常生活費、外注による食事代等になります。

10. 費用について

別項『17. 利用料金表』にてご説明いたします。費用のお支払いは、月締めとさせていただき、翌月15日頃に請求書を交付いたします。

費用のお支払い方法

1)金融機関とご契約いただいている方はゆうちょ銀行及び全銀協の集金代行サービスにて徴収いたします。料金の合計額を翌々月4日に引き落とします。 (4日が土・日・祝日の場合は翌営業日といたします。)

例) 4月ご利用料 ⇒5月15日前後に請求書を発行、3月利用料領収書発行 ⇒6月4日指定口座より自動引き落とし

⇒6月15日前後に4月利用料領収書発行

2) 自動引き落としをご希望されない場合は現金又は指定口座振込にて徴収いたします。料金の合計額を翌月末日までにお支払いください。

11. 非常災害時の対策

別途定める『消防計画』により対応いたします。尚、カーテン等には防災適合品を 使用しています。

「防火管理者」 後藤 直輝

[管轄消防署] 若葉消防署 大宮出張所

- ・自動火災報知機 ・誘導灯
- 非常通報装置

防火設備

- 屋内消火栓
- ・防火扉
- ・ガス漏れ警報機
- ・スプリンクラー・非難階段
- ・防災倉庫 (テント、発電機等)

12. 緊急時の対応について

短期入所生活介護等のご利用期間中に病状の急変等、緊急に対応が必要な事態が生 じた場合は、原則としてご家族対応をお願いしています。ただし、ご家族による対応 が困難な場合は、以下に示す当施設の協力病院又は対応可能な診療科目のある近隣の 病院に連絡し必要な対応をいたします。ご希望の医療機関等がある場合は前もってご 相談下さい。

千葉南病院

【住所】千葉市緑区高田町401-5

(外科・内科)

【 **☎** 】 0 4 3 − 2 9 2 − 5 1 1 1

13. 当施設利用の際にご留意いただく事項

当施設の短期入所生活介護等は、特別養護老人ホームと同一フロアにあり、身体的、 精神的に重度の障害を持った方々がご利用されています。そのような方々の状態に合 わせて専門的な介護が提供できる反面、集団生活の場でもあり、生活上の決まりも必 要になります。なるべく個別的な対応を尊重してまいりますが、設備、スタッフ数等 の制約で個別的な対応が無理な場合もありますので、ご理解の程お願いいたします。

1) 面会

面会者は、事前にお電話でご予約の上で面会室等の定められた場所にて面会 が可能です。来苑時には手洗い、手指の消毒、検温等にご協力をお願い致しま す。受付に備付の面会簿に必要事項を記入して下さい(面会時間は9時から1 9時)。但し感染症の流行期などにおいては状況により、面会を中止とさせて 頂く場合があります。また、食べ物を持参した際は、お手数ですが職員にその 旨をお伝えください。

2) 外出・外泊

行き先と帰りの時間を施設に届け出てください。事故防止のため利用者単独 での外出は原則として禁止しています。感染症の流行状況やご本人の健康上の 理由によりご遠慮いただく場合がございます。

3) 居室・設備・器具等の利用

施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。 ご利用になる居室の決定や変更は施設で決定させていただきますのであらかじ めご了承下さい。

4) 喫煙

喫煙は所定の喫煙コーナーでお願いいたします。居室内やベッド上での喫煙 はできませんのでご了承下さい。

5) 迷惑行為等

他の利用者の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動その他の行為はご遠慮願います。また、無断で他の利用者の居室に立ち入らないようご注意下さい。

6) 所持品の持ち込みについて

入所時に必要な所持品は別紙でご案内いたします。家具、ペット、大型テレビ等の持ち込みはできません。その他の物品についてはあらかじめ生活相談員にご相談下さい。

7) ご家族の住所等の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

14. 情報公開について

当施設では利用者やご家族の皆様及び関係者の皆様に施設の運営状況等の情報を窓口での閲覧の方法で公開しております。ご利用の場合は事務所受付にお申し付け下さい。

公開			
内容	施設関係	事業計画書、事業報告書、利用状況、サービス提供状況、職員の体制、利用手続き、利用料等、重要事項説明書	

15. 苦情の申し立て

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では苦情解決責任者及び第三者委員を 下記により設置し、苦情解決に努める事と致します。

苦情解決責任者	施設長	渡辺 繁
苦情解決担当者	生活相談員	近山 真寿美
	社会福祉法人八	千代美香会評議員
苦情解決第三者委員	宮﨑 弘	[Tel] $047 - 482 - 8498$
	小川 英明	[Tel] $0\ 4\ 7-4\ 3\ 1-1\ 4\ 2\ 1$

※その他、お住まいの市区町村介護保険担当課でも受付いたします。

「苦情申し立てから解決までの流れ」

- 1) 苦情申し立て…担当者に電話・面接・文書・FAX 等により申し出ます。
- 2) 内容の確認……担当者が苦情の申し立て内容について確認をいたします。
- 3)検討会議……調査確認を行い、必要に応じて検討会議を開きます。
- 4) 話し合い……申立者と施設側での話し合いを行います。
- 5)解決………再発防止策を検討・実施いたします。

16.個人情報の保護について

個人情報保護法、その他の関係法令により個人情報利用についての同意書を交わし、同意の内容を遵守した取扱いとします。

17. 利用料金表

1) 基本料金 日額計算(円/日)

		· PO(F1) (147			
介護度	施設サービス費	処遇改善加算 (×0.083)	特定処遇改善加算 (×0.027)	介護職員等ベース アップ等支援加算 (×0.016)	金額 ① 1割負担 ② 2割負担 ③ 3割負担
要支援	451単位/日	37単位/日	12単位/日	7 単位/日	① 549円 ② 1098円 ③ 1647円
要支援	561単位/日	46単位/日	15単位/日	9 単位/日	① 685円 ② 1369円 ③ 2054円
要介護	603単位/日	49単位/日	16単位/日	10単位/日	① 736円 ② 1471円 ③ 2206円
要介護	672単位/日	55単位/日	18単位/日	11単位/日	① 820円 ② 1640円 ③ 2460円
要介護	7 4 5 単位/日	6 1 単位/日	20単位/日	12単位/日	① 909円 ② 1818円 ③ 2726円
要介護	815単位/日	67単位/日	22単位/日	13単位/日	① 995円 ② 1989円 ③ 2983円
要介護	884単位/日	73単位/日	2 4 単位/日	14単位/日	① 1078円 ② 2155円 ③ 3233円

2) 各種加算

①日額計算(円/日)

加算名	単位数	処遇改善加 算 (0.083)	特定処遇改 善 加算 (×0.027)	介護職員等ベース アップ等支援加算 (×0.016)	金額 ①1割負担 ②2割負担 ③3割負担
サービス提供体制 強化加算 (I)	22単位/日	2 単位/日	1 単位/日	0単位/日	① 27円 ② 54円 ③ 70円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	18単位/日	1 単位/日	0 単位/日	0単位/日	① 21円 ② 41円 ③ 62円
夜勤職員配置 加算 (I)	13単位/日	1 単位/日	0 単位/日	0 単位/日	① 16円 ② 31円 ③ 46円
看護体制加算(I)	4 単位/日	0 単位/日	0 単位/日	0 単位/日	① 5円 ② 9円 ③ 13円

					1	10円
 看護体制加算 (Ⅱ)	8 単位/日	1 単位/日	0 単位/日	0 単位/日	2	20円
	, ,,	, ,,	, ,—,	, ,,	3	30円
看護体制加算					1)	14円
1 世界市別中 (Ⅲ) イ	1 2 単位/日	1 単位/日	0 単位/日	0 単位/日	2	28円
(III) *					3	42円
看護体制加算					1	29円
有暖性間加昇 (IV)イ	2 3 単位/日	2 単位/日	1 単位/日	0 単位/日	2	57円
(IV) >					3	74円
取名标业工品					1	109円
緊急短期入所 受け入れ加算	90単位/日	7 単位/日	2 単位/日	1 単位/日	2	217円
文り八砂川昇					3	292円
		15単位/			1	225円
送迎加算	184単位/日	日日日	5 単位/日	3単位/日	2	449円
		Н			3	587円
		- 2 単位/	- 1 単位/		1	- 36円
30日超過減算	-30単位/日			0 単位/目	2	- 72円
		日	日		3	- 97円
		0.景佳 /	1 畄片 /		1)	- 36円
60日超過減算	-30単位/日	-2単位/	-1 単位/	0 単位/日	2	- 72円
		日	目		3	- 97円

②月額計算 (円/月)

加算名	単位数	処遇改善 加算 (×0.083)	特定処遇 改善加算 (×0.027)	ベースアップ等支 援加算 (×0.016)	① ② ③	金額 1割負担 2割負担 3割負担
				4 W.H. 7 B	1	6 1 円
口腔連携強化加算	50単位/月	4 単位/月	1 単位/月	1 単位/月	2	122円
					3	160円
小女性				- 20771	1)	123円
生産性向上推進 体制加算(I)	100単位/月	8 単位/月	3 単位/月	2 単位/月	2	245円
(1)					3	313円
					1	12円
生産性向上推進 体制加算(II)	10単位/月	1 単位/月	0 単位/月	0 単位/月	2	24円
(中間/加昇(Ⅱ)					3	36円

介護職員処遇改善加算 (I)	各所定単位数の83/1000 (小数点以下は四捨五入)	_
介護職員等特定 処遇改善加 (I)	各所定単位数の27/1000 (小数点以下は四捨五入)	_
介護職員等ベース アップ等支援加算	各所定単位数の16/1000 (小数点以下は四捨五入)	_

3) 食費及び居住費

〔多床室〕

各段階	食費	居住費(滞在費)
4	1750円/日	1120円/日
3 - 2	1300円/日	370円/日
3 - 1	1000円/日	370円/日
2	600円/日	370円/日
1	300円/日	0円/日

(食費内訳 朝食400円、昼食750円、夕食600円)

[各段階の解説]

第1段階……生活保護受給者。

世帯全体が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の方。

預貯金等…単身1000万円以下 夫婦2000万円以下

第2段階……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計 額が80万円以下の方。

預貯金等…単身650万円以下 夫婦1650万円以下

第3段階①……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合 計額が80万円超120万円以下の方。

預貯金等…単身550万円以下 夫婦1550万円以下

第3段階②……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合 計額が120万円超の方。

預貯金等…単身500万円以下 夫婦1500万円以下

. 第4段階……上記のいずれにも当てはまらない方。

【特記事項】

①配偶者の所得

世帯分離していても配偶者の所得を勘案。

2)非課税年金

第2段階と第3段階は年金収入額及び合計所得金額の合計額の他、<u>遺族年金及び障</u> 語年金といった非課税年金額も含む。

4) 厚生労働大臣が定める1単位の単価

千葉市は三級地の取り扱いとなり、1単位は10.83円となります。

- 注1)上記「加算内容」の が現在の加算実施状況です。
- 注2) 各種加算は職員体制やサービスの実施状況など、一定の要件により変わってきます。
- 注3) 第1段階から第3段階該当者の食費で、利用期間中に1食ないし2食の日がある場合は、第4段階に示した1食あたりの単価合計額と各段階の金額を比較し、 少ない方の金額となります。
- 注4) 介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、サービス利用料の10割分を全額支払って頂きます。サービス提供証明書を発行致しますので、後日、お住まいの市町村介護保険担当課に提出しますと、払い戻しを受けることができます。
- 注5) おむつ・洗濯代金は上記の料金に含まれています。

5) その他

<u> </u>		
項目		金額
理美容費	1 回	実費
教養娯楽費		実費
(行事参加費、クラブ活動費など)		大貝
記録や資料などの複写物	1枚あたり	10円
日月	品費	
歯ブラシ	1本	100円
義歯用歯ブラシ	1本	200円
歯磨き粉	1個	225円
舌クリーナー	1本	100円
BOXティッシュ	1箱	100円
入れ歯ケース	1個	100円
入れ歯洗浄剤	1回	15円
水分補給ゼリー	1本	100円
T V 設置代金(電気代)	1 日	30円
アルカリ乾電池(単1)	1本	180円
アルカリ乾電池(単2)	1本	135円
アルカリ乾電池(単3)	1本	55円
アルカリ乾電池(単4)	1本	5 5 円

注1)他の日用品に関しましては、購入にかかった費用を負担していただきます。

重要事項説明書の同意書

令和 生	<u></u> 月	<u>日</u>
	ンョートステイサ ^ー 頁について説明しる	ービスを利用するにあたり、ご利用者に対して、本書 ました。
事業者	[事業者名称] [施設名称] [指定番号] [施設所在地] [代表者氏名]	千葉県知事指定 第1270400276号
	[説明者氏名]	<u>近山 真寿美</u>
		テイサービスを利用するにあたり、本書面により、事 、これに同意しました。
利用者	[氏名]	
利用者 代理人	[氏名]	即
		(続柄)